

瀬戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第39号

瀬戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市下水道条例施行規則（昭和45年瀬戸市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）</u></p> <p><u>第1条の2 条例第2条の3第3号の規則で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）とする。</u></p> <p><u>— 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの</u></p> <p><u>— 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの</u></p> <p><u>ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準</u></p> <p><u>イ 大腸菌が検出されないこと。</u></p> <p><u>ウ 濁度が2度以下であること。</u></p> <p><u>— 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健</u></p>	

康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則第4条の3第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法（平成20年国土交通省告示第334号）により検定した場合における検出値によるものとする。

（耐震性能）

第1条の3 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設及び破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設並びに処理施設の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

— 下水道法施行令第5条の8第5号の国土交通大臣が定める措置を定める件（平成17年国土交通省告示第1291号。以下この項において「国土交通省告示」という。）に規定するレベル1地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

— 国土交通省告示に規定するレベル2地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

2 前項に定める排水施設以外の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。

（地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように講ずる措置）

第1条の4 条例第2条の3第5号の規則で定め

る措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げるとおりとする。

— 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固<sup>く</sup>化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

— 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

— 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓<sup>くわう</sup>継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

— 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

（排水管の内径の数値及び排水渠<sup>きょ</sup>の断面積の数値）

第1条の5 条例第2条の4第1号の規定による規則で定める排水管の内径の数値は100ミリメートル（自然流化によらない排水管にあっては、30ミリメートル）とし、同号の規定による規則で定める排水渠<sup>きょ</sup>の断面積の数値は5,000平方ミリメートルとする。

（処理施設の構造において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように講ずる措

置)

第1条の6 条例第2条の5第2号の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

— 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

— 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設（汚泥以外  
の下水を処理する処理施設をいう。以下同じ。）に送水する導管の設置その他の措置

— 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

（終末処理場の維持管理において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように講ずる措置）

第10条の2 条例第16条の2第6号の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

— 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

— 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

— 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

第1号様式から第3号様式まで、第5号様式、第6号様式、第8号様式、

第 9 号様式及び第 11 号様式の規定中「瀬戸市長 殿」を「(宛先) 瀬戸市長」に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。